

(案)

環境審議会答申第 号  
平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県環境審議会会長 鈴木 胖

ディーゼル自動車等運行規制のあり方について（答申）

平成 29 年 3 月 14 日付け諮問第 123 号で諮問のありました標記のことについて、  
下記のとおり答申します。

#### 記

兵庫県では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）に基づき定めた兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（以下「総量削減計画」という。）における施策として、環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）によるディーゼル自動車等運行規制（以下「運行規制」という。）を実施している。

法に関する国の検討状況、兵庫県の自動車排出ガス対策、運行規制地域内の現況、大気環境濃度予測、その他の状況を踏まえると、運行規制を継続する必要がある。

また、総量削減計画の最終目標年度である平成 32 年度の環境の状況、法に関する検討状況等の調査を行い、運行規制のあり方を再度検討することが望ましい。